

《令和8年度》

杵築市

創業

支援事業  
補助金

補助金額  
最大  
180  
万円  
補助率2/3



創業に係る初期費用の一部を助成し、創業予定者の資金負担を軽減することにより、本市での創業を応援します

## ……杵築市創業支援事業補助金の概要……

### 補助対象者

次の要件をすべて満たす方が補助対象者となります。

- (1) 中小企業者(一定の規模以下の会社・個人事業者)の予定者であること。(ただし、過去に事業活動を行っていた方であって、補助金申請日時点において直近の事業廃止の日から1年を経過しない場合を除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ア 市内に主たる事業所を置く創業予定の個人、かつ、創業開始日までに市内に住所を有すること
  - イ 市内に本店を置く会社を設立する創業予定の個人
- (3) 補助事業の完了日まで、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書について本市から交付されていること
- (4) 創業開始日から3年間継続して事業を行う見込みがあること ※その他要件あり

### 補助対象事業

補助対象者が、原則として補助金交付決定の日から令和9年2月末日までに市内において創業を行う事業(農林漁業、医療・福祉、金融業・保険業等を除く)で、主たる事業所(自宅兼事業所を含む。ただし、仮設等の恒常的な設置ではない事業所を除く。なお、コンテナハウスについては、土地への定着性等が認められ、固定資産税の課税対象となる場合は事業所として該当します。)を置くものをいいます。

## 補助対象経費

経費区分	補助率	補助上限額	一申請者あたりの補助上限額
① 事業所賃借料	2/3	15万円	最大 180万円
② 事業所改装費用		80万円	
③ 設備費用		50万円	
④ 法人登記等に係る経費		5万円	
⑤ 販売促進に係る経費		20万円	
⑥ 【上乗せ加算枠】 ア. 空き店舗等活用枠 イ. 従業員雇用枠 ウ. 若者支援枠	定額10万円		

※経費区分①～⑤ごとに補助率2/3を乗じるものとし、1,000円未満切捨て

※『消費税及び地方消費税』、『振込手数料』は補助対象外

### ① 事業所賃借料

申請日の3か月前の日から3か月後の日までに契約した賃貸借契約上の月額賃料3か月分を上限（敷金・礼金・駐車場費・光熱水費・共益費等を除く。）

### ② 事業所改装費用 事業所の外装及び内装に係る工事費用(事業所専用部分に係るもののみ。)

※50万円(税抜き)以上の工事発注をする場合は、2者以上からの見積りが必要

### ③ 設備費用

単価10万円(税抜)以上、かつ、耐用年数3年以上の専ら補助事業のために使用される機械装置、器具及び工具等の調達費用等（リース料及びレンタル料を含む。）で市長が認めるもの（車両・運搬具を除く。）

※中古品、インターネットあるいは通信販売等により購入したものは不可

※単価が50万円(税抜き)以上の場合は、2者以上からの見積りが必要

### ④ 法人登記等に係る経費

法人設立に係る定款認証手数料、司法書士及び行政書士等に支払う申請書類作成経費

### ⑤ 販売促進に係る経費

広告宣伝費、パンフレット作製費、ホームページ製作費

## 補助対象期間

①：賃貸借契約の日と交付決定の日のいずれか遅い方の日から補助事業の完了日又は令和9年2月末日のいずれか早い日まで

②～⑤：交付決定の日から補助事業の完了日又は令和9年2月末日のいずれか早い日まで

※交付決定の日以前に契約(事業所の賃貸借契約は除く)・発注した経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

※補助対象期間中に支払を完了したものが、補助対象経費となります。

詳しくは、  
杵築市公式ウェブサイト  
をご覧ください



申請期限

令和8年7月29日(水)

審査会

8月上旬実施予定

(申請者本人によるプレゼンテーションを実施のうえ、補助金交付決定の可否を決定)

問合せ先



杵築市  
Kitsuki-city

商工観光課商工労政・企業誘致推進室

☎ 0978-62-1808

